平成２３年（フ）第５５４号
神戸市兵庫区大開通５丁目１番19号　材井ハイツ305号
債務者　野澤　千賀
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７６号
青森市原別１丁目10番25号
債務者　和田　宜仁
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
山口県下松市大字末武中33番地63
債務者　森　　富之
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第６０号
山口県周南市遠石３丁目３番８号、前住所山口県下松市大字末武上2021番地12
債務者　岩本真由子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５４号
栃木県栃木市藤岡町藤岡5499番地３
債務者　福嶋多美子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第５５号
栃木県栃木市藤岡町藤岡5499番地３
債務者　福嶋　張代
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２７５号
川崎市幸区戸手本町２丁目225番地18　フェリーチェ川崎101
債務者　坂井　義也
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
川崎市川崎区桜本２丁目17番19号　コーポマキノ201
債務者　寺久保千賀子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
川崎市宮前区菅生４丁目13番５―105号
債務者　片岡　宗和
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
川崎市高津区上作延1006番地　スバルハイツ１階Ａ号、前住所川崎市高津区新作２丁目７番27号
債務者　川口　隆久
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２４１号
神奈川県藤沢市本鵠沼４丁目10番17号　細川ハウス１号室
債務者　渡辺　　唯
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７５号
横浜市戸塚区矢部町1023番地２　築山コーポ203号
債務者　白井　英雄
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８５号
横浜市神奈川区西寺尾３丁目５番11号　佐々木荘203号
債務者　横田　光二
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３号
長崎県平戸市田平町深月免204番地　コーポ馬場201号、従前の住所長崎県佐世保市江迎町田ノ元1182番地　潜竜団地Ａ―10
債務者　牧野　哲也
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第５８１号
東京都府中市南町４―40―１―21―804、住民票上の住所神奈川県横浜市旭区東希望が丘84番地第２犬塚荘
債務者　金澤　　博
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部